

# 交渉速報

J R 貨物労組 中央本部業務部

2019年10月18日

No.3

## 2019年度年末手当を申し入れる 基準内賃金に家族手当を加えた額 ×2.8カ月

回答指定日 11月14日(木) 支払指定日 12月6日(金)

### 2019年度 年末手当第1回交渉報告

中央本部は、10月17日に申第3号「2019年度年末手当の申し入れ」に基づく団体交渉を行ない、申し入れにあたり以下の項目を訴えました。

- ① 台風15号・19号と連続で大きな被害が発生し、職場では災害減収を理由に人件費や設備投資費の抑制を行なうのではないのかという心配の声がある。
- ② 上半期で計画未達だった営業収入の確保にむけて全力で頑張っているという時に、会社の姿勢次第では組合員のモチベーション低下が懸念される。まずは収入確保が重要である。
- ③ 災害対応で100時間を超える超過勤務が発生している組合員がいる。不眠不休で対応している組合員に対して満額で応えることを強く主張する。

これに対して会社は次のように回答しました。

- ① 昨年の西日本豪雨災害のことがあり災害減収の影響を心配する思いは理解する。組合員には普段と違う仕事を行なうに付き苦勞をかけているが、貴組合の協力には感謝している。また、10月からは評価制度が始まり、社員が生き活きとやりがいを感じられる制度として定着するよう進めている。
- ② 今回の台風災害が発生し組合員は人件費抑制を懸念するだろう。しかし、秋冬繁忙期の入り口での減収影響は大きく、状況次第では帳尻合わせを行なわないとは必ずしも言えない現状である。
- ③ 会社にとって現場は最重要であり、社員の現場での働きが企業の価値を生んでいることは認識している。年末手当についても真摯な交渉を行っていく。

会社の回答に対し中央本部は以下の点について指摘しました。

- ① 社員として災害対応に努力することはあたり前である、といったことを平気で言う管理者がいる。臨時作業や日本海縦貫線の迂回運転に全力で応えている組合員に対して言う言葉ではない。
- ② 必要である部分まで削減することは到底認められない。現場のことを分かっているのであれば会社が今、何をすべきなのか判断するべきである。収支目標達成ありきで“帳尻合わせ”という表現がされたが有り得ない。会社経営陣はそのことを受け止め交渉をするべきである。

組合員のみなさん！10月17日の申し入れにより年末手当交渉がスタートしました。中央本部は、災害対応に汗する組合員の要求の実現にむけて職場闘争と結合し、要求実現にむけて不退転の決意で臨むことを明らかにし第1回交渉報告とします。

以上

次回、第2回交渉は10月31日(木曜日)です。